１：２，５００
09ME21-4

計画図

都市計画区域	⬚
市街化区域及び市街化調整区域	▭
第一種低層住居専用地域	🟩
第一種中高層住居専用地域	🟩
第一種住居地域	🟨
第二種住居地域	🟧
準住居地域	🟧
近隣商業地域	🟪
商業地域	🟥
準工業地域	🟪
工業地域	🟦
工業専用地域	🟦
特別工業地区	▨
第一種高度地区	▥
第二種高度地区	▥
高度利用地区	▭
防火地域	▩
準防火地域	▨
駐車場整備地区	▭
都市計画道路	⇨
下水処理場	処
ポンプ場	Ⓟ
貯留施設	🅁
ごみ焼却場	ゴ
河川	▭
市場	市
火葬場	火
土地区画整理事業区域（事業）	▭
土地区画整理事業区域（事業外）	▥
市街地再開発事業区域	▭
地区計画区域	▨
宅地造成工事規制区域	▥
白地地域	▥

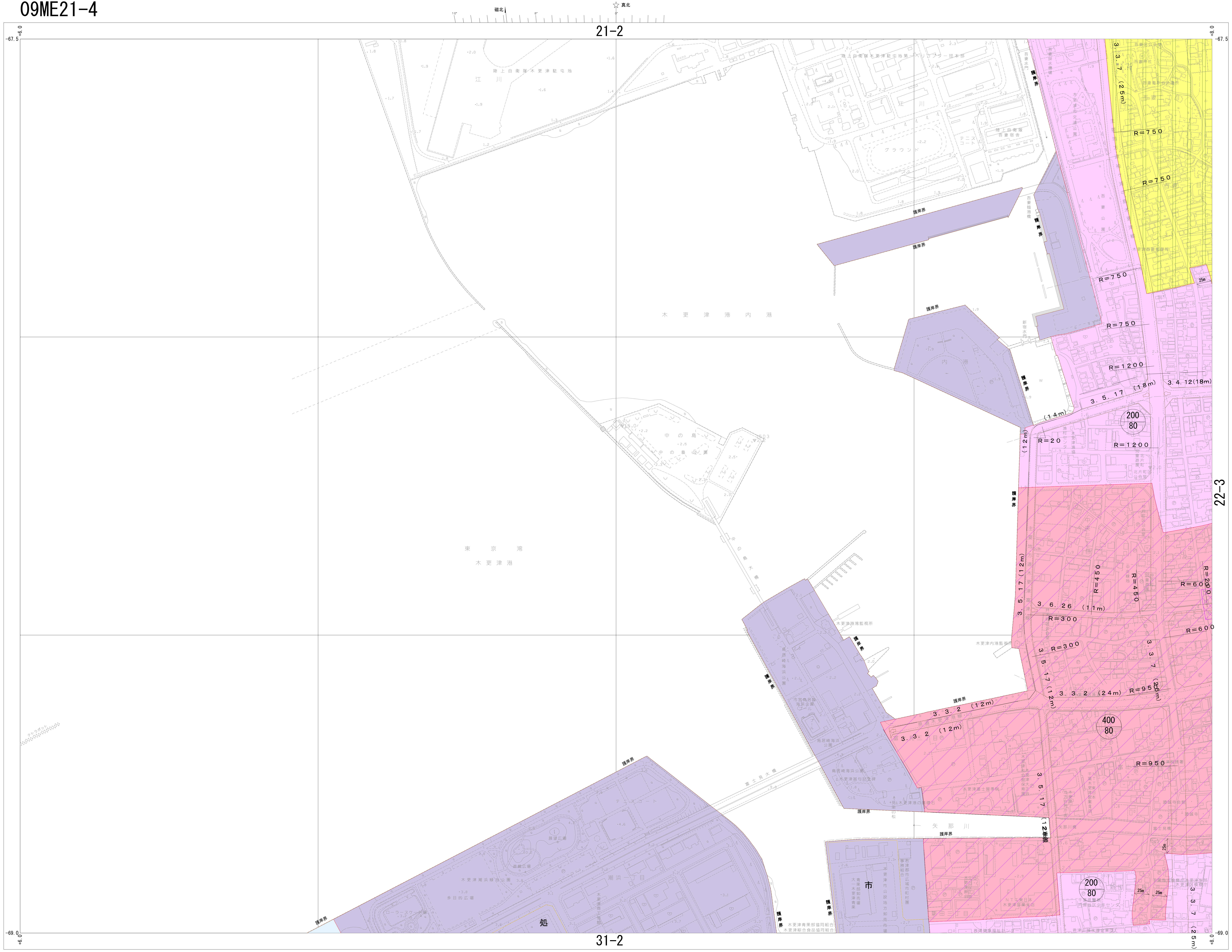
磁北
真北
21-2
22-3
31-2
-67.5
-69.0
+6.0
+8.0
3.3.7（25m）
R=750
R=1200
R=20
3.5.17（18m）
3.4.12(18m)
（14m）
（12m）
200
80
400
80
R=450
R=600
R=300
3.6.26（11m）
3.5.17（12m）
3.3.2（24m）
R=950
3.3.2（12m）
3.5.17
護岸界
木更津港内港
東京湾
木更津港
矢那川
市
処

	21-2	22-1
	21-4	22-3
31-1	31-2	32-1

行政区画

千葉県
木更津市

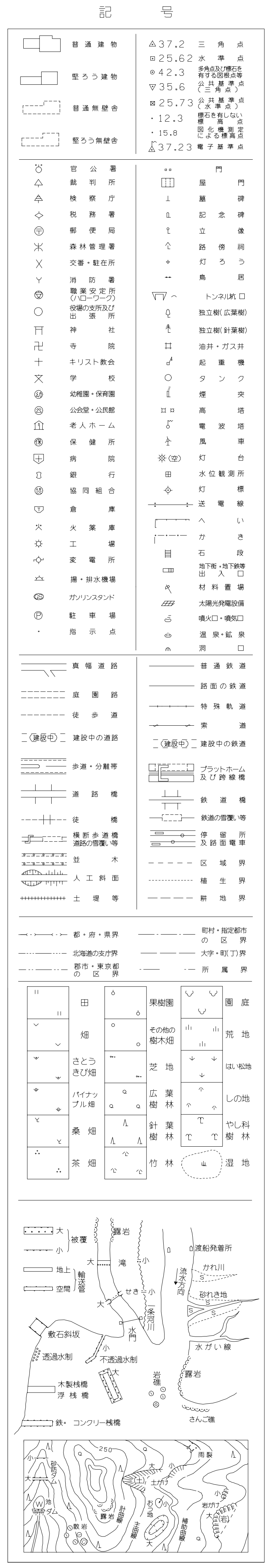
記号
雨裂
砂防ダム
池
ダム
露岩
散岩
計曲線
主曲線
補助曲線
おう地
土がけ
岩がけ
250

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定
による第Ⅸ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
方眼北は平面直角座標で座標原点からの距離方
眼線の縦線の上の方向を言う。
方眼北、真北及び磁北の相互関係を示す角度は、
下辺内図郭と図葉の中央における距離方眼線との
交点を中心とする。

平成　年測量

1

1. 撮 影 平成２９年１２月
現 調 平成３０年 ９月
測 図 平成３０年１１月
作 図 平成３１年 ３月

１：２，５００

0 50 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである
（助言番号）平３０関公第３４４号」

木 更 津 市

朝日航洋株式会社調製

木更津市　09ME21-4